

令和3年度

第12回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年3月14日

湯沢市農業委員会



第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年3月14日(火) 午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時4分

閉会 午後2時43分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	14番	藤谷 清志
4番	麻生 良子	15番	由利 幸悦
5番	佐藤 昇	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

6番	宮原 正明
13番	佐々木 昇

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午後2時4分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	阿部 武彦
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

3 議 案

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第53号 農業経営強化基盤促進法第18号の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第54号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営  
を行っている等の証明願について

議案第55号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付  
を行っている等の証明願について

<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後2時4分 委員総数19名中ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、6番 宮原 正明 委員、13番 佐々木 昇 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、7番 沓澤 弥 委員、8番 高橋 郁夫 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>阿部班長      今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。      議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は6件、面積8,670㎡であります。解約理由は、整理番号第91号、92号は契約内容を変更するため、整理番号第93号、94号、95号は借人死亡のため、整理番号第96号は経営縮小のためとなっております。</p> <p>次に2 使用貸借契約合意解約通知は2件、面積3,300㎡であります。解約事由は、第三者に利用権設定するためとなっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和4年3月14日提出。</p> <p>議案書4ページから5ページをご覧ください。賃貸借権設定は4件、面積19,983㎡であります。申請事由は、申請番号第14号、15号、16号、17号とも高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書6ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積4,682㎡であります。申請事由は、申請番号第48号は高齢による経営縮小のため、申請番号第49号は相手方の要望のためであります。申請番号第48号の売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第49号は贈与であります。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第51号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年3月14日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書8ページから9ページの利用権設定整理番号第465号、466号、467号は7番 沓澤 弥 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第465号、466号、467号を審議しますので、7番 沓澤 弥 委員の退席をお願い致します。</p>
	<p>(7番 沓澤 弥 委員、退席) (午後2時11分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第465号、466号、467号について、朗読説明)</p> <p>議案書8ページから9ページをご覧ください。利用権設定整理番号第465号、466号は賃貸借権の再設定で、面積は33,591㎡であります。利用権設定整理番号第467号は賃貸借権の新規設定で、面積は112㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>



議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第465号、466号、467号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、着席) (午後2時12分)</p>
議 長	<p>次に、議案第52号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第52号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書9ページから12ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が13件、面積は104,602.06㎡であります。新規の設定が9件、再設定が4件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第52号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第52号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書13ページから14ページをご覧ください。所有権移転は5件、面積は16,272㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第52号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>

議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長</p>
阿部班長	<p>(議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)</p> <p>議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年3月14日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書16ページの農地中間管理事業の集積計画整理番号(転貸人へ)第410号、411号及び集積計画整理番号(転借人へ)第420号、421号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、集積計画整理番号(転貸人へ)第410号、411号及び集積計画整理番号(転借人へ)第420号、421号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後2時17分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)集積計画整理番号(転貸人へ)第410号、411号及び集積計画整理番号(転借人へ)第420号、421号について、朗読説明)</p>

阿部班長	<p>議案書16ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第420号、421号は面積12,173㎡で、集積計画整理番号（転貸人へ）第420号の貸付理由は経営縮小のためであります。集積計画整理番号（転貸人へ）第421号は再設定であります。集積計画整理番号（転借人へ）第420号は経営拡張による借り受けであります。集積計画整理番号（転借人へ）第421号は再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第410号、411号及び集積計画整理番号（転借人へ）第420号、421号の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員 委員、着席) (午後2時20分)</p>
議 長	<p>次に、議案第53号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第53号議事参与制限以外の利用集積計画について、朗読説明)</p>

阿部班長	<p>議案書16ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、集積計画整理番号（転貸人へ）は13件、面積72,276.91㎡であります。貸付理由は経営縮小が10件、農地耕作条件改善事業が2件、農業廃止が1件となっております。集積計画整理番号（転借人へ）は8件、経営拡張のための借り受けが7件、農地耕作条件改善事業が1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午後2時23分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午後2時26分)</p>
議 長	<p>質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。次に、議案第54号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第54号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業</p>

<p>阿部班長</p>	<p>経営を行っている等の証明願について」を朗読説明)</p> <p>議案第54号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和4年3月14日提出。</p> <p>議案書21ページをご覧ください。後継者へ生前一括贈与したことにより贈与税・不動産取得税を猶予するための3年に一回の証明であります。12件すべて3年間農業経営を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第54号を原案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第55号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第55号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」朗読説明)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>議案第55号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届</p>


	<p>出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和4年3月14日提出。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。件数は3件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた土地の一部又は全てを特定貸付したことにより、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を受けるための証明であります。この3件は、特定貸付を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午後2時35分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午後2時40分)</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第55号を原案のとおり決定することと致します。</p> <p>これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時43分終了)</p>






湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年3月14日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 7番 沓澤 弥 

署名委員 8番 高橋 郁夫 



Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

